住民票の写し などが第三者に交付されたことをお知らせ

る制度です。 の写しや戸籍謄・抄本などの した事実を郵便でお知らせす た方に対して、証明書を交付 付した場合に、事前に登録し 証明書を代理人や第三者に交 本人通知制度とは、 住民票 ○交付請求者の種別 ○証明書の交付年月日

きます。 求の抑止を図ることが期待で 不正取得の早期発見や不正請 この制度により、 証明書の

は事前登録が必要です。 なお、 通知を希望する場合

▼通知の対象となる証明書

)豊岡市の住民基本台帳に記

豊岡市本人通知制度

ホームページ

ージ番号:

1 0

録されている方(消除者を

含みます)

0

·登録対象者

証 明 書(除

○戸籍の謄・抄本(除籍を含

○戸籍記載事項証 丽 書(除)

戸籍の附票(除附票を含み を含みます)

みます)

○住民票記載事項 票を含みます

○住民票の写し(除票を含み ます)

)豊岡市の戸籍に記録されて いる方(除籍者を含みます

本人通知制度事前登録申 登録に必要な書類 民福祉課窓口にあるほか、 書(申出書用紙は、 ビス課または各振興局市 窓口サ

興局市民福祉課

☎21-9015または各振

市ホームページからダウン

口

ードできます

▼通知する内容

)交付部数)交付した証明書の種別(住 民票の写し、戸籍謄本など)

代理人の氏名等もお知らせ 事前に登録した方の代理人 きます)に交付した場合は、 (ただし、法定代理人を除

します。

後に最初に到来する8月31日 登録日から2年を経過した

※やむを得ない場合は代理人 す。 が申し出することもできま ーカード、パスポートなど) 行した免許証、マイナンバ ください。 詳しくは問い合わせて

○本人確認書類(官公署が

動キックボードなど) は 付を受け てください

道路交通法の一部を改正する法律の施行に 伴い、電動キックボードなどが新たに[特定小 型原動機付自転車」として区分されました。

《申込み・問合せ

窓口サービス課

これに伴い、7月から、電動キックボード などの特定小型原動機付自転車用のナンバー プレートの交付を開始しました。要件に該当 する車両は、ナンバープレートの交付を受け てください。6月30日以前に従来のナンバ ープレートが交付されている車両については、 引き続き使用することも可能ですが、新しい ナンバープレートへの交換も可能です(ナンバ ーの引継ぎはできません)。交付または交換す る場合は、申請書の提出が必要です。詳しくは、 問い合わせてください。

▶特定小型原動機付自転車の要件

原動機付自転車のうち、外部電源により供

給される電気を動力源とするも ので、次の要件全てに該当する もの

▷原動機の定格出力が0.60 k W 以下

▷長さ1.9m以下、幅0.6m以下 ▷最高速度が20km毎時以下

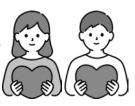


三輪以上で、ミニカーおよび特定小型原動 機付自転車のいずれの要件にも該当する車両 は、特定小型原動機付自転車として登録します。 現在ミニカー登録の車両を所有している方 は、変更手続きをしてください。

《問合せ》税務課☎21-9045または各振興局 市民福祉課

9月10日(日)~16日(土)は自殺予防週間「まもろうよこころ」

大切な人の悩みに気づき、支える



日々の生活の中で悩みや不安を抱えていませんか。自分だけでは解決できない悩みを抱えたとき には、誰かに相談してみましょう。また、身近な人や大切な人が落ち込んでいたら、勇気を出して 優しく声を掛けてみることから始めてみませんか。 《問合せ》健康増進課☎21-9095

身近な人や自分の変化をチェックしてみましょう

身近な人をチェック

- □ [眠れない]と□にするようになった。
- □食欲がなくなった。
- □体調不良の訴えが多くなった。
- □飲酒量が増えた。
- □新聞やテレビなどに関心がなくなった。

自分自身をチェック

- □毎日の生活に充実感がない。
- □これまでやっていたことが楽しめなくなった。
- □以前は楽にできていたことが、今はおっくう に感じる。
- □自分は役に立つ人間だと思えない。
- □訳もなく疲れたように感じる。

あなたも「ゲートキーパー」になれます

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気付き声を掛けてあげられる人のことです。特別な研修や 資格は必要ありません。

< 4つの役割>



▶変化に気付く 家族や仲間の変化に気付いて声を 掛ける

▶じっくりと耳を傾ける

本人の気持ちを尊重し耳を傾ける

▶支援先につなげる

早めに専門家に相談するように促す

▶温かく見守る

温かく寄り添いながらじっくりと見 守る

困ったときは一人で悩まず相談して

電話で話したい・対面で相談したい

▶健康増進課「こころのケア相談・こころの 相談室」 24-1127

精神科医や心理士が相談に応じます。本人 だけでなく、家族や周りの人も相談すること ができます。一人で悩まず、家族だけで抱え 込まず、まずは一度相談してみませんか。秘 密は厳守します。

- ▶もしもし電話健康相談
 - **☎**22-7700(平日午前9時~午後5時)
- ▶兵庫県いのちと心のサポートダイヤル
 - **2**078-382-3566

平日(午後6時~翌日8時30分)

土・日曜日・祝日(24時間)

※LINEによる電話相談も対応(右 📭 🛣 🖳 の二次元コードから友だち追加。 毎日午後6時~9時30分)



SNSで話したい

▶特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク

SNSやチャットによる 自殺防止の 相談「生きづ らびっと」



▶特定非営利活動法人 あなたのいばしょ 24時間365日、誰でも 無料・匿名で利用でき るチャット 相談

▶特定非営利活動法人 チャイルドライン 支援センター

18歳以下の子どもの ためのチャ ット相談



▶特定非営利活動法人 BONDプロジェクト 10代・20代の女性の ためのLINE相談

